

温泉行政事務処理要綱

(昭和 62 年 12 月 21 日 薬第 227 号衛生環境部長通知)
改正 (平成 3 年 3 月 20 日 薬第 463 号衛生環境部長通知)
改正 (平成 11 年 3 月 16 日 薬第 774 号保健福祉部長通知)
改正 (平成 12 年 3 月 13 日 薬第 721 号保健福祉部長通知)
改正 (平成 14 年 3 月 14 日 薬第 3560 号保健福祉部長通知)
改正 (平成 19 年 10 月 18 日 薬第 2226 号保健福祉部長通知)
改正 (平成 20 年 9 月 30 日 薬第 872 号保健福祉部長通知)
改正 (平成 21 年 3 月 31 日 薬第 1787 号保健福祉部長通知)
改正 (平成 22 年 3 月 31 日 薬第 1772 号保健福祉部長通知)
改正 (平成 23 年 3 月 31 日 薬第 1979 号保健福祉部長通知)
改正 (平成 28 年 3 月 30 日 薬第 927 号保健福祉部長通知)
改正 (平成 31 年 3 月 29 日 薬第 891 号保健福祉部長通知)
改正 (令和 3 (2021) 年 3 月 30 日 薬第 891 号保健福祉部長通知)

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 温泉の保護 (第 2 条—第 15 条)
- 第 3 章 温泉の採取 (第 16 条—第 25 条)
- 第 4 章 温泉の利用 (第 26 条—第 38 条)
- 第 5 章 雑則 (第 39 条—第 42 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、温泉法 (昭和 23 年法律第 125 号。以下「法」という。)、温泉法施行規則 (昭和 23 年厚生省令第 35 号。以下「施行規則」という。) 及び温泉法施行細則 (昭和 62 年栃木県規則第 72 号。以下「施行細則」という。) に定めるもののほか、温泉に関する事務処理を定め、温泉行政の円滑な運営を図ることを目的とする。

第 2 章 温泉の保護

(温泉掘削等の許可申請)

第 2 条 法第 3 条第 1 項の掘削又は法第 11 条第 1 項の増掘若しくは動力の装置 (以下「温泉掘削等」という。) の許可申請書の提出部数は、3 部 (正本 1 部、副本 2 部) とする。

2 施行細則第 2 条第 2 項各号及び施行細則第 3 条第 1 項各号に規定する添付書類の提出部数は、各 3 部とする。

- 3 保健所長は、第1項の申請書の受理にあたっては、次の各号に掲げる書類を添付させるものとする。
 - (1) 知事が特に定めた場合を除いて、次のいずれかに該当する場合は、申請地付近の源泉管理者の同意書
 - (イ) 別表第1に定める地域であって、申請地点から概ね500メートル以内の距離に他の源泉があるとき。
 - (ロ) (イ)以外の地域で掘削深度が1,000メートルを超えている地域であって、申請地点から概ね1,000メートル以内の距離に他の源泉があるとき。
 - (2) 掘削しようとする地点を特定する図面。なお、この図面にあつては、掘削地点及び近傍の恒久的な地物に基づく3点の位置を明示し、当該3点から掘削しようとする地点までの距離を記載したものであつて、測量士等が作成したものであるものとする。
 - (3) 地熱発電を目的とした大規模掘削、増掘にあつては、次に掲げる書類
 - (イ) 掘削地点や掘削深度を決定した根拠となる資料（地熱構造モデル図、地熱流体流動モデル図など）
 - (ロ) 発電事業計画書
 - (ハ) 事前調査報告書
 - (ニ) 掘削に伴う温泉ゆう出の影響調査計画書
 - (ホ) (ニ)で定めた影響調査結果報告書の提出を誓約した書類
 - (ヘ) ゆう出量の減少等、温泉源への影響の兆候が認められた場合、温泉の採取を停止または制限し、資源の回復が見られない場合に掘削井を埋孔することを誓約した書類
 - (ト) 地元説明会における協議状況報告書
- 4 前項第1号の知事が特に定めた場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合とするものとする。
 - (1) 市町、温泉保護開発協会等が、温泉掘削申請の取扱要領等を定めているとき。
 - (2) 前項第1号(ロ)に該当し、既存温泉との距離が概ね500メートル以上ある場合であつて、同意書のかわりに同意が得られない旨が記載された理由書及び温泉の採取量の制限を受けに関し、承諾する旨が記載された念書が添付されているとき。
- 5 施行細則第2条第2項各号に規定する添付書類は、次の各号によるものとする。
 - (1) 同項第1号に規定する掘削に必要な土地を使用する権利を有することを証する書類は、別表第2によるものとする。
 - (2) 同項第3号に規定する温泉の具体的な利用計画を現した書類は、温泉利用計画書（別記様式第1号）によるものとする。
 - (3) 同項第8号に規定する法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることを証する書面は、申請者が個人の場合にあつては、誓約書（個人用）（別記様式第1号の2）とし、法人の場合にあつては、誓約書（法人用）（別記様式第1号の3）によるものとする。
 - (4) 同項第5号に規定する掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに掘削方法が施行規則第1条の2各号に掲げる基準に適合することを証する書類は、温泉掘削等許可技術基準適合書（別記様式第1号の5）によるものとする。
- 6 前項第1号から第4号の規定は、法第11条第1項の規定による増掘について、第1号から

第3号の規定は動力装置の申請について準用する。

- 7 施行細則第3条第1項各号に規定する添付書類は、次の各号によるものとする。
- (1) 同項第2号に規定する法別表に掲げる物質について分析した書類は、法第19条の登録を受けた者の行う温泉成分分析の結果を記載した書類（以下「温泉分析書」という。）の写しによるものとする。
 - (2) 同項第3号に規定する揚湯試験の結果を記載した書類は、揚湯試験実施要領に基づく試験の結果を記載した書類によるものとする。
- 8 保健所長は、施行細則第2条第2項第2号（施行細則第3条第1項第1号において準用する場合を含む。）に規定する見取図の受理にあたり、申請地点と他の源泉との距離が地形等により容易に測定できないと認められるときは、測量士等の作成した当該距離を証明する書類を提出させるものとする。
- 9 保健所長は、第1項の申請書を受理したときは、副本一部を関係市町長に送付し、当該市町長に対して意見書（別記様式第1号の6）を求めるものとする。

（温泉掘削等許可申請書の受付締切）

第2条の2 法第3条第1項及び法第11条第1項の規定による申請書は、法第32条に規定する審議会に諮問するため、4月、8月、12月の末日で受付を締め切るものとする。

（温泉掘削等許可申請に基づく調査）

- 第2条の3 保健所長は、第2条第1項の申請書を受理したときは、申請地点において現地調査を行うものとする。
- 2 前項の現地調査にあたっては、申請者、土地所有者及び市町等関係者立会いのうえ、申請地点及び付近源泉の現況について測量調査並びに施行規則第1条の2に規定する掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術上の基準の適否について、掘削に係る申請にあつては温泉掘削許可申請に基づく現地調査書（別記様式第2号）及び温泉掘削等許可技術基準適合検査書（別記様式第2号の2）、増掘に係る申請にあつては温泉増掘許可申請に基づく現地調査書（別記様式第2号の3）及び温泉掘削等許可技術基準適合検査書（別記様式第2号の2）、動力の装置に係る申請にあつては動力装置許可申請に基づく現地調査書（別記様式第2号の4）により調査を行うものとする。

（有効期間の更新の申請）

第3条 法第5条第2項（法第9条第2項において準用する場合を含む。）の更新申請書の提出部数は、3部（正本1部、副本2部）とする。

（有効期間更新申請に基づく現地調査）

- 第3条の2 保健所長は、前条の申請書を受理したときは、必要の都度申請地点において現地調査を行うものとする。
- 2 前項の調査にあたっては、申請者の立会いのうえ、更新を必要とする理由の適否について、有効期間更新申請調査書（別記様式第3号）により調査を行うものとする。

(掘削等の許可を受けた者である法人の合併及び分割の承認の申請)

第4条 法第6条第1項の掘削の許可を受けた者である法人の合併及び分割又は法第11条第2項において準用する増掘若しくは動力の装置の許可を受けた者である法人の合併及び分割による承継承認申請書の提出部数は、2部（正本1部、副本1部）とする。

- 2 施行細則第4条の3第2項各号に規定する添付書類の提出部数は、各2部とする。
- 3 施行細則第4条の3第2項第2号に規定する法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることを証する書面は、誓約書（法人用）（別記様式第1号の4）によるものとする。
- 4 第2条第9項の規定は、第1項の申請について準用する。

(掘削等の許可を受けた者の相続の承認の申請)

第5条 法第7条第1項の掘削の許可を受けた者又は法第11条第2項において準用する増掘若しくは動力の装置の許可を受けた者の相続による承継承認申請書の提出部数は、2部（正本1部、副本1部）とする。

- 2 施行細則第4条の4第2項各号に規定する添付書類の提出部数は、各2部とする。
- 3 保健所長は、特段の事情により施行細則第4条の4第2項第2号による全員の同意書を得ることが困難で、かつ、引き続き事業を行おうとする者が客観的に明らかであると認められるときは、全員の同意書の添付がなくとも第1項の申請を受理することができる。
- 4 第2条第5項第3号の規定は、第1項の申請について準用する。
- 5 第2条第9項の規定は、第1項の申請について準用する。

(温泉掘削施設等の変更許可申請)

第6条 法第7条の2第1項（法第11条第2項において準用する場合を含む。）の温泉掘削施設等変更許可申請書の提出部数は3部（正本1部、副本2部）とする。

- 2 施行細則第4条の5第2項各号及び第3項に規定する添付書類の提出部数は、各3部とする。
- 3 第2条第9項の規定は、第1項の申請について準用する。

(温泉掘削施設等変更許可申請に基づく調査)

第6条の2 保健所長は、前条第1項の申請書を受理したときは、温泉掘削施設等について現地調査を行うものとする。

- 2 前項の現地調査にあたっては、申請者、土地所有者及び市町等関係者立会いのうえ、施行規則第1条の2に規定する掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術上の基準の適否について、掘削施設等の変更許可申請現地調査書（別記様式第4号）及び温泉掘削等許可技術基準適合検査書（別記様式第2号の2）により調査を行うものとする。

(温泉掘削等の工事着手、完了（廃止）届)

第7条 施行細則第5条第1項の温泉掘削等の工事着手届の提出部数は、2部（正本1部、副本1部）とする。

- 2 保健所長は、前項の届を受理したときは、関係者立会いのうえ、現地調査を行うものとする。

る。

3 前2項の規定は、施行細則第6条第1項の工事完了（廃止）届について準用する。

(温泉動力装置変更届)

第8条 施行細則第9条の動力装置変更届の提出部数は、2部（正本1部、副本1部）とする。

2 前条第2項の規定は、前項の届について準用する。

(温泉しゅんせつ届)

第9条 施行細則第10条の温泉しゅんせつ届の提出部数は、2部（正本1部、副本1部）とする。

2 長期間土中に埋没していた源泉、温泉がゆう出しなくなった源泉又はゆう出量減少のため久しく利用しないまま放置されていた源泉等をしゅんせつして復旧しようとするときは、法第3条第1項の規定による温泉掘削又は法第11条第1項の規定による増掘の許可を受けさせるものとする。

3 保健所長は、温泉のゆう出路のしゅんせつをしようとする者に対し、既存源泉保護のために必要な措置についてあらかじめ指示するとともに、必要の都度関係者立会のうえ、付近源泉の状況についての現地調査を行うものとする。

(温泉パイプ入替届)

第10条 施行細則第11条の温泉パイプ入替届の提出部数は、2部（正本1部、副本1部）とする。

2 前条第3項の規定は、前項の届について準用する。この場合において、「温泉のゆう出路のしゅんせつをしようとする者」とあるのは、「温泉のパイプを入れ替えをしようとする者」とする。

(源泉管理者届)

第11条 施行細則第12条の源泉管理者届及び添付書類の提出部数は、2部（正本1部、副本1部）とする。

2 施行細則第12条第2項に規定する添付書類は、第2条第5項第1号を準用する。この場合において、別表第2中「掘削」とあるのは「管理」とする。

(源泉廃止届)

第12条 施行細則第13条の源泉廃止届及び添付書類の提出部数は、2部（正本1部、副本1部）とする。

2 第9条第3項の規定は、第1項の届について準用する。この場合において、「温泉のゆう出路のしゅんせつをしようとする者」とあるのは、「源泉管理者」とする。

(源泉台帳)

第13条 保健所長は、温泉管理システムにより源泉ごとに源泉台帳（別記様式第5号）を作成し、源泉の所在地、源泉管理者、源泉地の所有者、温泉の状況等について必要な事項を記載

するものとする。

2 保健所長は、法第 14 条の 8 第 1 項の温泉採取事業廃止届及び施行細則第 13 条第 1 項の源泉廃止届により、温泉の湧出路の埋戻しが行われたことを確認したときは、前項の台帳を廃止し、廃止台帳として管理するものとする。

(土地掘削届)

第 14 条 既存源泉から半径 500 メートルの範囲内において、温泉をゆう出させる目的以外の目的で土地を 10 メートル以上掘削しようとする者は、工事着手前 10 日までに土地掘削届（別記様式第 6 号）を 2 部（正本 1 部、副本 1 部）知事に提出するものとする。ただし、温泉水位が地表に近い地域及び明らかに温泉がゆう出すると認められる地域にあっては、周囲の源泉の有無及び土地の掘削深度にかかわらず、すべて提出をするものとする。

2 前項の届を提出する場合には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 掘削しようとする地点から半径 500 メートル以内の地域について、その状況を記載した縮尺 10,000 分の 1 の見取図（既存源泉があるときは、当該源泉の所在地及び当該源泉から掘削しようとする地点までの距離を記入すること。）

(2) 掘削断面図

3 第 9 条第 3 項の規定は、第 1 項の届について準用する。この場合において、「温泉のゆう出路のしゅんせつをしようとする者」とあるのは、「既存源泉から半径 500 メートルの範囲内において、温泉をゆう出させる目的以外の目的で土地を 10 メートル以上掘削しようとする者」とする。

(定期検査)

第 15 条 温泉を公共の浴用に供する者又は温泉を公共の飲用に供する者は、法第 18 条第 3 項による温泉成分の分析を実施したときは、遅滞なく温泉分析届（別記様式第 7 号）に、当該温泉分析書を添付して所轄保健所長に提出しなければならない。

第 3 章 温泉の採取

(温泉採取許可申請)

第 16 条 法第 14 条の 2 第 1 項の温泉採取許可申請書の提出部数は、1 部とする。

2 施行細則第 14 条の 2 第 2 項各号に規定する添付書類の提出部数は、各 1 部とする。

3 施行細則第 14 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する添付書類は、第 2 条第 5 項第 1 号を準用する。この場合において別表第 2 中「掘削」とあるのは「採取」とする。

4 施行細則第 14 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する基準に適合することを証する書面は、温泉採取許可技術基準適合書（別記様式第 8 号）によるものとする。

5 施行細則第 14 条の 2 第 2 項第 7 号に規定する法第 14 条の 2 第 2 項第 2 号から第 4 号までに該当しないものであることを証する書面は、申請者が個人の場合にあっては、誓約書（個人用）（別記様式第 8 号の 2）とし、法人の場合にあっては、誓約書（法人用）（別記様式第 8 号の 3）によるものとする。

(温泉採取許可の単位)

第 16 条の 2 温泉採取許可の単位は別表第 3 によるものとする。

(温泉採取許可申請に基づく調査)

第 16 条の 3 保健所長は、施行細則第 14 条の 2 第 1 項の申請書を受理したときは、可燃性天然ガス発生設備及び温泉利用施設について現地調査を行うものとする。

- 2 前項の現地調査にあたっては、申請者又は施設の管理者立会いのうえ、施行規則第 6 条の 3 に規定する基準の適否について、温泉採取許可申請現地調査書（別記様式第 9 号）及び温泉採取許可技術基準適合検査書（別記様式第 9 号の 2）により調査を行うものとする。

(採取の許可を受けた者である法人の合併及び分割の承認の申請)

第 17 条 法第 14 条の 3 第 1 項の温泉の採取の許可を受けた者である法人の合併及び分割による承継承認申請書の提出部数は、1 部とする。

- 2 施行細則第 14 条の 3 第 2 項各号に規定する添付書類の提出部数は、各 1 部とする。
- 3 施行細則第 14 条の 3 第 2 項第 2 号に規定する法第 14 条の 2 第 2 項第 2 号から第 4 号までに該当しない者であることを証する書面は、誓約書（法人用）（別記様式第 8 号の 4）によるものとする。

(採取の許可を受けた者の相続の承認の申請)

第 18 条 法第 14 条の 4 第 1 項の温泉の採取の許可を受けた者の相続による承継承認申請の提出部数は、1 部とする。

- 2 施行細則第 14 条の 4 第 2 項各号に規定する添付書類の提出部数は、各 1 部とする。
- 3 保健所長は、特段の事情により施行細則第 14 条の 4 第 2 項第 2 号による全員の同意書を得ることが困難で、かつ、引き続き事業を行おうとする者が客観的に明らかであると認められるときは、全員の同意書の添付がなくとも第 1 項の申請を受理することができる。
- 4 第 16 条第 5 項の規定は、第 1 項の申請について準用する。

(可燃性天然ガス濃度確認申請)

第 19 条 法第 14 条の 5 第 1 項の可燃性天然ガス濃度確認申請書の提出部数は、1 部とする。

- 2 施行細則第 14 条の 5 第 2 項各号に規定する添付書類の提出部数は、各 1 部とする。
- 3 施行細則第 14 条の 5 第 2 項第 1 号に規定する添付書類は、第 2 条第 5 項第 1 号を準用する。この場合において、別表第 2 中「掘削」とあるのは「採取」とする。

(可燃性天然ガス濃度確認の単位)

第 19 条の 2 可燃性天然ガス濃度の確認の単位は別表第 3 によるものとする。

(可燃性天然ガス濃度確認申請に基づく調査)

第 19 条の 3 保健所長は、施行細則第 14 条の 5 第 1 項の申請書を受理したときは、当該申請書に記載されている測定場所において、可燃性天然ガスの濃度について現地調査を行うものとする。

- 2 前項の現地調査にあたっては、申請者又は施設の管理者立会いのうえ、施行規則第6条の6に規定する基準の適否について、可燃性天然ガス濃度確認現地調査書（別記様式第10号）により調査を行うものとする。

（確認を受けた者の地位の承継届）

第20条 法第14条の6第2項の温泉の可燃性天然ガス濃度確認承継届の提出部数は、1部とする。

- 2 施行細則第14条の6第2項各号に規定する添付書類の提出部数は、各1部とする。

（温泉採取施設等変更許可申請）

第21条 法第14条の7第1項の温泉採取施設等変更許可申請書の提出部数は、1部とする。

- 2 施行細則第14条の7第2項各号に規定する添付書類の提出部数は、各1部とする。
- 3 第16条第4項の規定は、第1項の申請書について準用する。

（温泉採取施設等変更工事完了届）

第22条 施行細則第14条の8の温泉採取施設等変更工事完了届及び添付書類の提出部数は、1部とする。

- 2 保健所長は、前項の届を受理したときは、可燃性天然ガス発生設備及び温泉利用施設について現地調査を行うものとする。
- 3 前項の現地調査にあたっては、届出者又は施設の管理者立会いのうえ、施行規則第6条の3に規定する基準の適否について、温泉採取施設等変更工事完了現地調査書（別記様式第11号）及び温泉採取許可技術基準適合検査書（別記様式第9号の2）により調査を行うものとする。

（温泉採取事業廃止届）

第23条 温泉法第14条の8第1項の温泉採取事業廃止届及び添付書類の提出部数は、1部とする。

- 2 施行細則第14条の9第2項各号に規定する添付書類の提出部数は、各1部とする。

（温泉採取許可等の取消し等の手続き）

第24条 保健所長は、法第14条の9の規定による許可の取消し又は可燃性天然ガスによる災害防止の措置が必要と認められるときは、温泉採取許可の取消し等の調査報告書を作成のうえ、知事に報告するものとする。

- 2 保健所長は、法第14条の5の規定により、確認を取り消したときは、速やかに知事に報告するものとする。

（温泉採取許可・確認台帳）

第25条 保健所長は、温泉管理システムにより源泉ごとに温泉採取許可・確認台帳（別記様式第12号）を作成し、温泉の採取の状況等について必要な事項を記載するものとする。

- 2 保健所長は、変更許可並びに承継承認及び承継届、採取事業廃止届等により、前項の台帳

の改廃を行うものとする。

第4章 温泉の利用

(温泉利用許可申請)

第26条 法第15条第1項の温泉浴用許可申請書又は温泉飲用許可申請書の提出部数は、1部とする。

- 2 施行細則第15条第1項各号に規定する添付書類の提出部数は、各1部とする。
- 3 施行細則第15条第1項各号に規定する添付書類は、次の各号によるものとする。なお、同項第5号において、知事が別に定めるとした検査項目は、別表第4の温泉飲用水質基準（以下「水質基準」という。）の各項目とする。
 - (1) 同項第2号に規定する法別表に掲げる物質について分析した書類は、温泉分析書の写しによるものとする。
 - (2) 同項第4号に規定する法第15条第2項各号に該当しないものであることを証する書面は、申請者が個人の場合にあっては、誓約書（個人用）（別記様式第13号）とし、法人の場合にあっては、誓約書（法人用）（別記様式第13号の2）によるものとする。
 - (3) 同項第5号に規定する源泉から採取した温泉についての検査の結果を記載した書類は、水質基準の各項目について検査した結果を記載した書類によるものとする。
 - (4) 同項第6号に規定する飲泉口から採取した温泉についての検査の結果を記載した書類は、水質基準のうち微生物学的衛生管理項目について最近1箇月以内に検査した結果を記載した書類によるものとする。
 - (5) 同項第7号に規定する水道水以外の水についての検査の結果を記載した書類は、水質基準のうち微生物学的衛生管理項目について最近1箇月以内に検査した結果を記載した書類によるものとする。

(温泉飲用許可申請における許可、不許可の基準)

第26条の2 温泉飲用許可申請がなされた場合において、保健所長は、水質基準のうち微生物学的衛生管理項目については、同基準に適合するものでなければ許可しない。

- 2 保健所長は、温泉飲用施設が、別表第5に定める温泉飲用施設基準に適合するものでなければ許可しない。

(温泉飲用施設管理基準)

第26条の3 温泉飲用許可を受けた者は、別表第6に定める温泉飲用施設管理基準に従い、飲用施設を管理しなければならない。

(利用許可の単位)

第26条の4 温泉利用許可の単位は、別表第7によるものとする。

(温泉利用許可申請に基づく調査)

第26条の5 保健所長は、施行細則第15条第1項の申請書を受理したときは、利用施設につ

いて現地調査を行うものとする。

- 2 前項の現地調査にあたっては、申請者又は施設の管理者立会いのうえ、利用源泉及び配管等の状況並びに衛生上の適否について、温泉浴用に係る申請にあつては温泉浴用許可申請調査書（別記様式第 14 号）により、温泉飲用に係る申請にあつては温泉飲用許可申請調査書（別記様式第 14 号の 2）により調査を行うものとする。

（温泉の禁忌症、適応症等の決定）

第 27 条 保健所長は、利用の許可にあたっては、温泉法第 18 条第 1 項の規定に基づく禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の掲示等の基準（平成 26 年 7 月 1 日付け環自総発第 1407012 号環境省自然保護局長通知）に基づき、温泉の禁忌症、適応症及び入浴又は飲用上の注意を決定するものとする。ただし、温泉飲用量の決定にあたっては、別表第 8 に定める温泉飲用量によるものとする。

- 2 保健所長は、飲用に供しようとする温泉が水質基準（微生物学的衛生管理項目を除く。）を超えるときには、前項の規定にかかわらず、別表第 8 の温泉飲用量を減じた飲用量を別に定めるものとする。

- 3 前 2 項の決定にあたって、保健所長が特に必要と認めた場合は、次の各号に掲げる書類を温泉利用審査会に送付して意見を徴するものとする。

- (1) 温泉浴用にあつては、温泉分析書の写し 1 部

- (2) 温泉飲用にあつては、温泉飲用許可申請調査書、温泉飲用施設の平面図、温泉分析書の写し及び源泉から採取した温泉について水質基準の各項目を検査した結果を記載した書類各 1 部

- 4 保健所長は、第 15 条に基づく温泉分析書を受領し、その内容を確認の上、泉質の変更等必要と認めた場合、又は、最新の医学的知見により温泉法第 18 条第 1 項の規定に基づく禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の掲示等の基準に変更等があった場合は、当該施設の温泉の分析結果に基づき温泉の禁忌症、適応症及び入浴又は飲用上の注意を再決定するものとする。

- 5 保健所長は、第 1 項及び第 2 項の規定により温泉の禁忌症、適応症及び入浴又は飲用上の注意を決定した場合には、温泉浴用にあつては温泉の禁忌症、適応症及び入浴上の注意決定書（別記様式第 15 号）により、温泉飲用にあつては温泉の禁忌症、適応症及び飲用上の注意決定書（別記様式第 15 号の 2）により申請者に通知するものとする。

保健所長は、第 4 項の規定により温泉の禁忌症、適応症及び入浴又は飲用上の注意を再決定した場合には、温泉浴用にあつては温泉の禁忌症、適応症及び入浴上の注意決定書（再決定）（別記様式第 15 号の 3）により、温泉飲用にあつては温泉の禁忌症、適応症及び飲用上の注意決定書（再決定）（別記様式第 15 号の 4）により申請者に通知するものとする。

- 6 温泉利用の許可を受けた者は、第 5 項の温泉の禁忌症、適応症及び入浴（飲用）上の注意決定書を破損又は紛失したとき等、再通知を希望する場合は、温泉の禁忌症、適応症及び入浴（飲用）上の注意決定書再通知願（別記等式 15 号の 5）1 部に次の各号に掲げる書類を添付し、管轄保健所長に提出するものとする。

- (1) 温泉浴用にあつては、温泉分析書の写し 1 部

- (2) 温泉飲用にあつては、温泉分析書の写し及び源泉から採取した温泉について水質基準の各項目を検査した結果を記載した書類各 1 部

- 7 保健所長は、第6項の再通知願に基づき、温泉の禁忌症、適応症及び入浴（飲用）上の注意決定書（再通知）（別記様式第15号の6）により、再度通知するものとする。

（温泉利用許可済証の掲示）

第28条 保健所長は、温泉利用の許可を行った場合には、温泉浴用にあつては温泉浴用許可済証（別記様式第16号）を、温泉飲用にあつては温泉飲用許可済証（別記様式第16号の2）を申請者に交付するものとする。

- 2 温泉の利用許可を受けた者は、前項の許可済証を当該施設の見やすい場所に掲示するものとする。
- 3 第1項の温泉浴用許可済証又は温泉飲用許可済証を破損又は紛失したときは、温泉利用許可済証再交付願（別記様式第16号の3）を1部所轄保健所長に提出するものとする。

（利用の許可を受けた者である法人の合併及び分割の承認の申請）

第29条 法第16条第1項の温泉の利用の許可を受けた者である法人の合併及び分割による承継承認申請書の提出部数は、1部とする。

- 2 施行細則第15条の2第2項各号に規定する添付書類の提出部数は、各1部とする。
- 3 施行細則第15条の2第2項第2号に規定する法第15条第2項各号に該当しない者であることを証する書面は、誓約書（法人用）（別記様式第13号の3）によるものとする。

（利用の許可を受けた者の相続の承認の申請）

第30条 法第17条第1項の温泉の利用の許可を受けた者の相続による承継承認申請の提出部数は、1部とする。

- 2 施行細則第15条の3第2項各号に規定する添付書類の提出部数は、各1部とする。
- 3 保健所長は、特段の事情により施行細則第15条の3第2項第2号による全員の同意書を得ることが困難で、かつ、引き続き事業を行おうとする者が客観的に明らかであると認められるときは、全員の同意書の添付がなくとも第1項の申請を受理することができる。
- 4 第26条第3項第2号の規定は、第1項の申請について準用する。

（成分等揭示届）

第31条 施行細則第16条の成分等揭示届の提出部数は、1部とする。

- 2 保健所長は、前項の届を受理したときは、掲示場所について必要な指示をするものとする。

（温泉利用許可の取消し等の手続き）

第32条 保健所長は、法第31条の規定による許可の取消し又は利用の制限若しくは危害予防の措置が必要と認められるときは、温泉利用許可の取消し等の調査報告書を作成のうえ、知事に報告するものとする。

（温泉利用許可施設変更届）

第33条 温泉利用許可施設において次の各号に掲げる改築又は変更をしようとするときは、温泉利用の許可を受けた者は、改築又は変更工事着手前7日までに温泉利用許可施設変更届

(別記様式第 17 号) を 1 部所轄保健所長に提出するものとする。

- (1) 同一室内における浴槽の形状変更
 - (2) 許可のあった同一箇所における浴室の改築
 - (3) 同一室内における飲泉口の位置及び形状の変更
 - (4) 許可のあった同一飲泉口に係る温泉飲用施設の変更
- 2 保健所長は、前項の届の受理にあたっては、次の各号に掲げる書類を添付させるものとする。
- (1) 温泉浴用にあつては、変更前及び変更後の浴槽が確認できる図面 1 部
 - (2) 温泉飲用にあつては、変更前及び変更後の飲用施設が確認できる図面 1 部
- 3 保健所長は、第 1 項第 2 号及び第 4 号の規定に該当する場合において、改築又は変更前のものと事情が著しく異なるものと認める場合は、届出者に対し、新たに法第 15 条第 1 項の規定による利用許可を受けるよう必要な指示をするものとする。
- 4 保健所長は第 1 項の届を受理したとき、特に必要と認める場合は、届出者又は施設の管理者立会いのうえ、利用源泉及び浴室、配管等の状況並びに衛生上の適否について調査を行うものとする。

(温泉利用許可施設廃止届)

- 第 34 条 温泉利用許可施設を廃止した者は、廃止の日から 10 日以内に温泉利用許可施設廃止届 (別記様式第 18 号) を 1 部所轄保健所長に提出するものとする。
- 2 前項の届を受理する場合には、第 28 条に規定する温泉利用許可済証を添付しなければならない。

(温泉浴用許可台帳及び温泉飲用許可台帳)

- 第 35 条 保健所長は、温泉管理システムにより温泉利用許可を受けた者ごとに温泉浴用にあつては温泉浴用許可台帳 (別記様式第 19 号) を、温泉飲用にあつては温泉飲用許可台帳 (別記様式第 19 号の 2) を作成し、温泉の利用状況等について必要な事項を記載するものとする。
- 2 保健所長は、利用許可並びに利用制限等の処分、住所氏名等変更届、温泉利用許可施設変更届及び温泉利用許可施設廃止届等により、前項の台帳の改廃を行うものとする。

(温泉成分分析機関登録申請書)

- 第 36 条 法第 19 条第 1 項の温泉成分分析機関登録申請書の提出部数は 2 部 (正本 1 部、副本 1 部) とする。
- 2 施行細則第 20 条の 2 第 2 項各号に規定する添付書類の提出部数は、各 2 部とする。
- 3 施行細則第 20 条の 2 第 2 項第 5 号に規定する法第 19 条第 4 項各号に該当しない者であることを証する書面は、申請者が個人の場合にあつては、誓約書 (個人用) (別記様式第 20 号) とし、法人の場合にあつては、誓約書 (法人用) (別記様式第 20 号の 2) によるものとする。

(温泉成分分析機関登録申請に基づく現地調査)

第 36 条の 2 保健所長は、前条第 1 項の申請書を受理したときは、分析施設において現地調査を行うものとする。

2 前項の現地調査にあたっては、申請者の立ち会いのうえ、登録の適否について、温泉成分分析機関登録申請調査書（別記様式第 21 号）により調査を行うものとする。

（登録事項変更届）

第 37 条 法第 20 条の登録事項変更届の提出部数は 2 部（正本 1 部、副本 1 部）とする。

（登録分析機関廃止届）

第 38 条 法第 21 条の登録分析機関廃止届の提出部数は 2 部（正本 1 部、副本 1 部）とする。

第 5 章 雑則

（住所氏名等変更届）

第 39 条 施行細則第 21 条第 1 項の住所氏名等変更届の提出部数は、2 部（正本 1 部、副本 1 部）とする。

2 施行細則第 21 条第 2 項の住所氏名等変更届の提出部数は、1 部とする。

（温泉の監視）

第 40 条 保健所長は、定期的に管内における源泉、温泉利用施設及び登録分析機関の監視を別に定める温泉監視要領により行うものとする。

（書類の経由）

第 41 条 この要綱により知事に提出する書類は、すべて所轄保健所長を経由しなければならない。

（事業執行計画及び監視要領等）

第 42 条 この要綱に定めるもののほか、具体的な事務処理については毎年度初めに定める事業執行計画及び温泉監視要領により行うものとする。

附 則（昭和 62 年 12 月 21 日薬第 227 号衛生環境部長通知）

この要綱は、昭和 63 年 1 月 1 日から実施する。

附 則（平成 3 年 3 月 20 日薬第 463 号衛生環境部長通知）

この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 16 日薬第 774 号保健福祉部長通知）

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 13 日薬第 721 号保健福祉部長通知）

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 14 日薬 3560 号保健福祉部長通知）

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 10 月 18 日薬 2226 号保健福祉部長通知）

この要綱は、平成 19 年 10 月 20 日から施行する。

附 則（平成 20 年 9 月 30 日薬 872 号保健福祉部長通知）

この要綱は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日薬第 1787 号保健福祉部長通知）

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の 2 の規定は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日薬第 1772 号保健福祉部長通知）

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日薬第 1979 号保健福祉部長通知）

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 30 日薬第 927 号保健福祉部長通知）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日薬第 891 号保健福祉部長通知）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 (2021) 年 3 月 30 日薬第 891 号保健福祉部長通知）

この要綱は、令和 3 (2021) 年 4 月 1 日から施行する。